

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成19年5月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成19年6月27日（水曜日） 午後1時半から	坂出市室町2丁目3番5号 坂出合同庁舎4階大会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成19年6月7日（木曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課、坂出市都市建設部都市計画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

坂出都市計画道路の変更案の概要

1 坂出都市計画道路中3・3・5号 東浜谷内線を廃止する。

2 坂出都市計画道路中3・3・6号 新開大屋富線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	
幹 線 街 路	3 ・ 3 ・ 6	新開大屋富 線	坂出市 林田町 港	坂出市 大屋富 町字中 新開	坂出市大 屋富町	約1,970m	地 表 式	4 車 線	25 m	幹線道路と 平面交差 2箇所

3 坂出都市計画道路中3・4・17号 府中王越線を次のように決定する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	
幹 線 街 路	3 ・ 4	府中王越線	坂出市 府中町	坂出市 王越町 乃生	坂出市大 屋富町、 高屋町、	約7,200m	地 表 式	2 車 線	16 m	幹線道路と 平面交差 4箇所

路	・			神谷町、					
	17			加茂町					